

公募公告

次のとおり公募に付します。

2025年4月3日

一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会
専務理事 細田浩之

1. 調達内容

(1) 令和6年度品目団体輸出力強化緊急支援事業

アメリカ主要食品展示会におけるコメ・コメ関連食品プロモーション（ニューヨーク）（仕様書）

(2) 提案書の仕様

各事業の詳細は別紙仕様書を参照すること。

① 案件ごとに、次の書類を事務局に提出すること。

ア 企画提案書

イ 積算内訳

ウ 農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付等要綱（令和4年12月2日付け4輸国第3859号農林水産事務次官依命通知。）別記様式第2号「契約に係る指名停止等に関する申立書」

② 企画提案書及び積算内訳の作成に当たっては、以下のとおりとする。

ア 企画提案書

- ・ 企画提案書はA4縦で4枚以内とする。
- ・ スケジュール、充当する人員、内容等を詳細に明記すること。
- ・ 日本産コメ・コメ関連食品の輸出拡大の機会はどこにあると考えるか、そのための課題、課題解決に向けた方策、取組成果見込みについて記載すること。
- ・ 取組成果見込みについては、成約見込金額を商品分野ごとに明記すること。
- ・ 提案に当たっては、特に現地バイヤーの招へいを重視していることから、現地バイヤーの招へいに当たっての自社の強みやその理由も含め明記すること。
- ・ 現地に渡航し、実施するものとし、実施国の規制等も考慮した提案とすること。

イ 積算内訳

- ・ 費用概算がわかるよう、企画提案書とは別葉に積算内訳書を作成すること。
- ・ 最大限の事業効果が得られるように事業予算の配分を工夫すること。
- ・ 提案に当たっては、当該事業に係る受託事業者スタッフの旅費・交通費を含んだものとする。こと。（※当該事業に参加する全米輸会員及び全米輸理事・事務局員の旅費・交通費、現地移動費は含まない。）

(3) 実施報告書の提出

本事業を終了したとき（本事業を中止し、又は廃止したときも含む。）は、速やかに本事業の成果等を記載した実施報告書を提出すること。

(4) 履行期間

契約締結日から2026年3月31日まで

(5) 業務委託限度額

- ・ アメリカ展示会（SFFS）（ニューヨーク）

55,894 千円（税込・会員 23 社・5 泊前提）

(6) 採択者数

- ・各事業 1 社

(7) 採択者の決定

- ・金額評価及び企画審査による総合評価によることとし、総合評価が最も高い者を採択者とする。
- ・(5) の業務委託限度額（税込金額）を超過した場合は、不採択とする。
- ・採択結果（採択・不採択）については、採択者を決定次第、応募者に対して速やかに通知する。
- ・審査については、非公開とする。

(8) 応募方法

- ① 応募者は、必要書類をメールにより以下の宛先に送付し応募すること。
名称：一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会（以下「全米輸」という）
送付先：jimukyoku@zenbeiyu.or.jp
件名：「令和 6 年度品目団体輸出力強化緊急支援事業企画提案書等の提出について（貴社名 ○○○○○）」
- ② 事務局は、応募者に対し、翌日までに受領した旨のメールを返信する。
- ③ 応募者は、応募後、仕様書についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(9) 応募に当たっての注意事項

- ① 提出した企画提案書等の変更することが出来ない。
- ② 企画提案書等の提出書類に虚偽の記載をした場合は、審査対象にならない。
- ③ 要件を有しない者が提出した企画提案書は無効とする。
- ④ 企画提案書等の作成及び提出にかかる費用は、応募者の負担とする。
- ⑤ メール受信トラブル防止のため、メール送信後、全米輸事務局あてに電話連絡をすること。
電話：03 (5643) 1720

(10) 提出期限

2025 年 4 月 11 日（木）17：00

2. 応募資格

- ① 農林水産省の機関からの指名停止措置等を受けていないこと。
- ② 全省庁統一資格を有する者であり、令和 4・5・6 年度の資格の種類「役務の提供等」の A 等級、B 等級、C 等級又は D 等級に格付けされている者であること。
- ③ 応募者または応募者の役員等は、反社会的勢力と関わりがないこと。

3. 応募者に推奨される事項

- ・全米輸 HP に掲載されている「全米輸案内」を通して、その目的、会員、事業内容を理解し、知識を有すること。
- ・日本産コメ・コメ関連食品の輸出・海外市場に関する知識を持ち、現地での幅広いネットワークを有すること。
- ・全米輸 HP で公開されている当協議会の「中期計画書」を理解していること。

4. 注意事項

- (1) 契約は全米輸側が用意する契約書での締結を前提とする。
- (2) 事業費は、特別な理由がある場合を除き、事業終了時の精算後に支払うものとする。

5. 問い合わせ先

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 15-15 (食糧会館 6 階)

一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会

事務局 細田、仲地、伊藤、北村

Eメール：jimukyoku@zenbeiyu.or.jp

電話：03 (5643) 1720

(9 時～17 時、ただし、12 時～13 時及び休日を除く)